

第 2 1 号議案

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福</p>

社士及び介護福祉士法**附則第27条第1項**の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法**附則第10条第1項**に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法**附則第27条第1項**に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

3～7 (略)

第6条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法**附則第27条第1項**の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～7 (略)

(従業者の配置の基準)

第79条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法**附則第27条第1項**の登録に係る事業所である場

社士及び介護福祉士法**附則第20条第1項**の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法**附則第3条第1項**に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法**附則第20条第1項**に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

3～7 (略)

第6条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法**附則第20条第1項**の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～7 (略)

(従業者の配置の基準)

第79条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法**附則第20条第1項**の登録に係る事業所である場

合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～7 (略)	合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～7 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

